2　企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

選定通知の日は別表①の日を予定する。

⑴　基本的要件　参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

オ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までには当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年２月26日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成28年度伊豆縦貫環境検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

⑵　競争の適正阻害　参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争随意契約見積心得第４条第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

ア　親会社と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

ア　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他競争の適正さが阻害されると認められる場合　その他上①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑶　参加表明者の業務実績に関する要件　参加表明書を提出する者は、平成18年度以降に完了した以下に示す同種業務（平成27年度完了予定も対象に含む。なお、再委託による業務の実績は含まない。）において、１件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種業務の実績を有している場合に認める。

同種業務：高規格幹線道路における環境調査・保全計画業務

⑷　業務実施体制に関する要件　参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

①　再委託の内容が、主たる部分の場合。

②　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

③　設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

⑸　配置予定管理技術者の資格に関する要件

１）配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

①　技術士（総合技術監理部門―建設又は環境、建設部門又は環境部門）

②　博士（工学）（専門分野：高規格幹線道路における環境調査・保全計画に関する研究）

③　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。※１

④　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

⑤　関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者※２

※１　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており転職等により、登録出来ない立場にいる技術者を含む。

※２　関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

２）外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹　配置予定管理技術者の業務実績に関する要件　配置予定管理技術者は、平成18年度以降に完了した同種業務（平成27年度完了予定も対象に含む。なお、再委託による業務・照査技術者の実績は含まない。）において、１件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

同種業務：高規格幹線道路における環境調査・保全計画業務

⑺　手持ち業務量に関する要件

①　平成28年４月１日現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とし、設計共同体における手持ち業務量は、各構成員の分担額とする。